







調査結果の概要

25

一結果概要一

- 米国が実施した再調査における指摘事項の 改善措置の実施状況 すべての施設で改善が図られていた
- 現地調査対象35施設のうち 特段の指摘がなかった施設:20施設 指摘事項が確認された施設:15施設

-指摘事項①-

- 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中
- 認定前にと畜された牛肉が含まれていた(20か月 齢以下であり、SRMが除去されていたことについては確 認済み)
- 適格品リストに対日輸出できない唇の肉を掲載という書類上の不備(対日輸出の計画・実績なし)
- 適格品リストに、処理設備が未整備又は具体的な 処理手順が定められていないものを掲載という書 類上の不備(対日輸出の計画・実績なし)

27

-指摘事項②-

- マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の 筋肉の処理手順を記載(適格品リストには記載な し)という書類上の不備
- 一部の枝肉の仙骨部分にせき髄が少量残存 (その後の工程では仙骨ごと除去)
- 月齢確認牛の供給者の認定リストが最新でない という書類上の不備(対日輸出の実績なし)

農場•飼料調査

29

調査期間、実施方法等

実施期間:2006年7月6日から7月23日

対象施設:農場5施設、飼料工場2施設、レンダリン

グエ場1施設

実施者:農林水産省

確認内容:農場における月齢確認の記録の保管状

況及び伝達状況、飼料の製造・出荷・給 与の実態、飼料規制の遵守状況について

確認

生産農場における月齢確認

USDAが認定する2つのプログラムによる月齢確認

- 1 工程証明プログラム(PVP:Process Verified Program)
- 2 品質システム評価プログラム (QSA: Quality System Assessment)

各農場において、牛の月齢確認の方法について調査を行った結果、 個体又は群単位での生年月日が適正に記録・伝達されていることが 確認された。



米国の飼料規制

		給与	飼料(米国)	給与飼料(日本)		
		牛	豚	鶏	牛	豚	鶏
肉骨粉	牛	×	0	0	×	×	×
	豚	0	0	0	×	0	0
	鶏	0	0	0	×	0	0

(飼料規制で定める禁止原料) ほ乳動物由来のたん白質を反すう動物に給与することを禁止

(規制対象除外品目)

豚由来たん白質、血液、ゼラチン、食品残渣、乳製品、動物性油脂製品等

33

飼料規制の遵守状況

【調査結果】

農場、飼料工場、レンダリング施設において、飼料の製造・出荷・給与の実態、飼料規制の遵守状況等の確認を行った。この結果、いずれの施設においても米国における飼料規制に違反する事実は認められなかった。

繁殖経営・フィードロットでの飼養管理



繁殖農家の放牧地 (アイダホ州)



フィードロット(ネブラスカ州)



フィードロットでの自家配合 施設(ネブラスカ州)

35

米国の業界における自主的取組の例

- ▼ 家畜に法令に違反する飼料が給与されていないこと を示す宣誓書(アフィデビット)の提出
- 飼料に動物性の原料を使用していないことを示す宣 誓書の提出
- 飼料の第三者機関による検査・証明 等

施設証明協会(Facility Certification Institute, FCI)による検査証明済み製品であることを示すロゴ

http://www.certifiedfacility.org/main/index.cfm



IV. 輸入手続き再開の 考え方

37

対日輸出認定施設への対応

調査対象35施設への対応

指摘事項のなかった 施設:20施設

当該施設からの 輸入手続きを再開

指摘事項のあった施設: 15施設

対日輸出リストから 除外された施設:1施設

必要な是正措置が 講じられた施設:13施設

条件付きで対日輸出リストに掲載する施設:1施設

39

指摘事項のあった施設への対応①

対日輸出リストからの除外

- 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であった1施設
 - →米国が査察を行い、日本が確認するまでの間、対日 輸出リストに掲載しない

条件付き対日輸出リストへの掲載

- 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設
 - → 通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視・評価。AMSは、その後さらに査察を行い遵守状況を 監視・評価。日本側は、評価結果の報告を受けるととも に現地において実施状況の確認を行う

4U

指摘事項のあった施設への対応②

是正措置を確認済の施設

- この他の事例(13施設)
 - →既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを 日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リスト に掲載
 - ●適格品リストに対日輸出できない唇の肉を記載
 - ●適格品リストに、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないものを掲載
 - ●マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順を記載 (適格品リストには記載なし)
 - ●一部の枝肉の仙骨部分にせき髄が少量残存(その後の工程では仙骨ごと除去)
 - ●月齢確認牛の供給者の認定リストが最新でない

41

一今後の対応一

- 調査対象施設35施設中34施設について輸入 手続を再開(うち1施設は条件付き)
- 今後6ヶ月間は、米国側の対日輸出プログラム の実施状況を検証する期間とし、米国側は新た な施設の認定は行わない
- 輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の 抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証

日本国内で新たに 講じる措置

43

一対応の内容ー

- ●日本の水際での検査の強化
 - ・AMSから提供を受けた施設ごとの適格品リストを 用いて製品の適合性を確認
 - ・当面、輸入業者の協力を得て全箱確認を実施
- ●輸入業者等に対する輸出プログラムの再度の 周知徹底(実施済み)

輸入手続き停止中貨物の取扱い

45

一対応の考え方ー

- ●昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査でも安全性について問題がないことを確認
- ●念のため今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上輸入を認めることとし、その際輸入業者の協力を得て全箱を開梱し、SRMが含まれていないこと等を確認

その他

47

ーその他の対応ー

- 原産地表示
 - ・消費者の合理的な選択に資する観点から、 牛肉を使用した加工食品の原料原産地表示 「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基 づく事業者による主体的な情報提供
 - の一層の活性化を促す
 - ・牛肉の原産地表示等について、JAS法に基づく監視指導の更なる徹底を図る
- 情報提供 米国産牛肉輸入問題については、今後とも、査察の結 果をはじめとして国民に対する情報提供に努める

参考資料

49

調査実施35施設

	会社名	所在地		会社名	所在地
1	アイオワパシフィックプロセッサー	アイオワ州デモイン	19	タイソンフレッシュミート	ネブラスカ州ダコタシティー
2	アメリカンフードグループ	ウイスコンシン州グリーンベイ	20	タイソンフレッシュミート	アイオワ州デニソン
3	カーギルミートソリューションズ	カンザス州ドッジシティー	21	タイソンフレッシュミート	カンザス州エンポリア
4	カーギルミートソリューションズ	コロラド州フォートモーガン	22	タイソンフレッシュミート	カンザス州ホルコム
5	カーギルミートソリューションズ	テキサス州フリオナ	23	タイソンフレッシュミート	イリノイ州ジェネセオ
6	カーギルミートソリューションズ	テキサス州プレーンビュー	24	タイソンフレッシュミート	ネブラスカ州レキシントン
7	カーギルミートソリューションズ	ネブラスカ州スカイラー	25	タイソンフレッシュミート	ワシントン州ワルラ
8	クリークストーンファームプレミアムビーフ	カンザス州アーカンソーシティー	26	ナショナルビーフパッキングカンパニー	カンザス州ドッジシティー
9	グレーターオマハパッキングカンパニー	ネブラスカ州オマハ	27	ナショナルビーフパッキングカンパニー	カンザス州リベラル
10	スイフトビーフカンパニー	テキサス州カクタス	28	ネブラスカビーフ	ネブラスカ州オマハ
11	スイフトビーフカンパニー	ネブラスカ州グランドアイランド	29	ハリスランチビーフカンパニー	カリフォルニア州セルマ
12	スイフトビーフカンパニー	コロラド州グリーリー	30	ピーエムビーフグループ	ミネソタ州ウィンドム
13	スイフトビーフカンパニー	ユタ州ハイラム	31	プレミアムプロテインプロダクツ	ネブラスカ州ヘイスティングス
14	スミスフィールドビーフグループ	ウイスコンシン州グリーンベイ	32	ブローリィビーフ	カリフォルニア州ブローリィ
15	スミスフィールドビーフグループ	ミシガン州プレインウェル	33	マサミフード	オレゴン州クラマスフォールズ
16	スミスフィールドビーフグループ	アリゾナ州トレソン	34	モイヤーパッキングカンパニー	ペンシルバニア州サダールトン
17	タイソンフレッシュミート	テキサス州アマリロ	35	ワシントンビーフ	ワシントン州トペニッシュ
18	タイソンフレッシュミート	アイダホ州ボイジー			

昨年12月に実施した我が国による査察を踏まえた農務省からの通知事項等①

- ▶ 日本向け輸出プログラムのマニュアル
 - •FSIS施設担当職員への対日輸出プログラムのマニュアルの提供
- ▶カナダ産牛の取扱い
 - ・出生日で月齢判別されるカナダ産牛(CFIA確認)の供給業者の 施設の認可供給業者一覧への掲載
- ➤ SRMの除去
 - •FSISの最終検査場所以前でのせき髄の除去
 - ・30ヵ月齢以上の牛の場合と同様の手順・方法でのせき柱の除去
- >30か月齢を超える牛由来のと体との識別管理
- ▶ほほ肉の処理
 - ・他の頭部肉・組織とは区別しての処理

51

昨年12月に実施した我が国による査察を踏まえた農務省からの通知事項等②

➤ SRM処理に際しての留意事項のマニュアルへの明記 SRMの定義が、日本向け輸出基準と米国の国内規制で異なって いることから、定義の違いだけでなく、処理に当たっての留意事項 についても、認定施設の品質マニュアルに明記する。

(業界への要請事項)

▶ 対日輸出用部分肉処理作業の作業開始時の実施 多くの対日輸出施設では、対日輸出用の部分肉処理作業を作業 開始時に実施し、対日輸出用以外の部分肉との分別を図っているが、全ての施設で同様の対応をとるよう指導